

## 白石市議会一般会議開催要領

### 1. 開催の趣旨

白石市議会基本条例（平成26年白石市条例第34号）第8条の規定に基づき、市政の諸課題に柔軟に対応するため、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する場として、議会が必要と認める場合又は市民団体等の求めに応じ開催する。

### 2. 一般会議の開催

次に掲げる場合について、政策企画調整会議が審査し、必要と認めるときに開催する。

- ①議員から議長に申し出があった場合
- ②市内で活動している団体等（宗教、政治及び公益を害するおそれのある活動を目的とした団体等を除く。以下、「団体等」という。）から申込みがあった場合

### 3. 申込み方法

一般会議の開催を希望する議員又は団体等は、別に定める「白石市議会一般会議申込書」を議長に提出しなければならない。

### 4. 一般会議の議題

一般会議の議題は、次に掲げるものとし、公序良俗に反しないものとする。

- ①市議会に関すること。
- ②市政に関すること。
- ③その他市の重要な事項に関すること。

### 5. 一般会議の運営

- ①一般会議は、公開とし、議題に対応する委員会（常任委員会、議会運営委員会、特別委員会）の委員が出席する。
- ②対応する委員会の選定は、政策企画調整会議により決定する。
- ③一般会議は、市庁舎内の委員会室並びに会議室又は団体等の希望する場所の会議室等において開催する。

## 6. 開催時の役割分担

- ①司会進行（1名）、記録者（出席議員全員）
- ②会場の調整並びに受付など準備については事務局職員が行う。

## 7. 報告書の提出

- ①対応する委員会の委員長は、一般会議終了後、速やかに議長へ報告書を提出しなければならない。
- ②別に定める「白石市議会一般会議報告書」には、会議の開催日時、場所、議題、対応した委員会名、出席委員名、参加団体等の名称及び人数、主な発言要旨等を記載する。

## 8. 報告書の公表等

- ①議長は、議題に対応する委員会の委員長から報告書の提出があったときは、その内容について速やかに市ホームページや市議会だよりにおいて公表する。
- ②議長は、一般会議報告書について、政策企画調整会議に諮り、市政に対する意見や提言等で重要なものであると認めた場合は、その内容を市長へ通知するとともに対応を求める。

### 附 則

この要領は、平成27年 3月 4日から施行する。